

自費工事申請で街路樹を移植する場合の手続きについて

板橋区土木部

はじめに

自費工事申請に街路樹を移植する工事が含まれていて、その移植を認める場合には、枯れ補償の念書をいただいています。(自費工事で移植した街路樹が1年以内に枯れてしまった場合に、代替樹木に植え替えることを約束していただくためのものです。)

1 自費工事申請時の提出書類について

念書(1部)

※書類提出の前に、樹木の移植場所について管轄の土木サービスセンターと打合せをしてください。

※後述の注意点を参考に必要事項を記入し、添付書類を付けホチキスで左綴じしてください。

※土木部管理課へ自費工事施行承認書を提出する際に、管轄の土木サービスセンターへ提出してください。

2 樹木の移植先の打合せについて

(1)環状8号線以南の地域にあたる街路樹

南部土木サービスセンター 補修係

板橋区富士見町3番1号

TEL:03-3579-1178 FAX:03-3579-1949

(2)環状8号線以北の地域にあたる街路樹

北部土木サービスセンター 補修係

板橋区新河岸一丁目9番8号

TEL:03-5398-1251 FAX:03-5398-1252

※窓口で打合せを行う際は、事前に電話で担当者の在室をご確認ください。

※御成塚通り、蓮根駅前通りの一部区間は、打合せ先が上記と異なります。

※内容が簡易と判断される場合は、打合せを電話やFAX等で行うことがあります。

3 念書記入上の注意点について

(1) 受付番号は記入しないでください。

(2) 路線番号は土木サービスセンターで確認した番号を入力してください。

(3) 住所、氏名、電話は、申請者の方(移植樹木が枯れた場合に、代替樹木の植栽に応じられる方)を記入してください。

(4) 工事理由は、理由を具体的に記入して、永久または一時の別に○印をつけてください。

(5) 形状規格は、高木については高さ、幹周、枝張を、低木については高さ、枝張を記入してください。

※幹周…根元から1.2mの高さの幹の周長 ※枝張…樹木等の四方面に伸長した枝の幅

(6) 移植先は町名番地号で記入してください。

(7) 施工業者が未定の場合は、記入の必要はありません。

4 自費工事完了時の提出書類について

移植完了届(1部)

※必要事項を記入し、添付書類を付けホチキスで左綴じにしてください。

※自費工事完了後すみやかに管轄の土木サービスセンターに提出してください。

5 自費工事完了から1年後の提出書類について

活着確認および植替完了届(1部)

※必要事項を記入し、添付書類を付けホチキスで左綴じにしてください。

※自費工事完了1年後に、すみやかに管轄の土木サービスセンターに提出してください。

6 その他

- (1) 樹木を移植する場合は、移植先打合せの前に移植先候補地を検討してください。移植先について不明な点がある場合には、管轄の土木サービスセンターまで電話をお願いします。
- (2) 樹木移植にあたっては、水分の蒸散防止や美観維持のため、移植前に適切な剪定や刈込をしてください。ただし必要以上の剪定は避けてください。
- (3) 樹木移植にあたっては、転倒防止のための控木の設置と日焼け防止のための幹巻をお願いします。
- (4) 不明な点がございましたら、管轄の土木サービスセンターまでご相談ください。

支障となる樹木の移植先の考え方について

1 永久切り下げの場合(高木)

①切り下げを設置する場所の変更ができる場合は、移植は行いません。



②切り下げを設置する場所の変更が不可能な場合は、隣接する既存の街路樹と適正な植栽間隔がとれる時には、左右のどちらか広い方に植樹帯を設置して、そこに移植してください。移植先には、町名番地号と「新設植樹帯」と記入してください。

※適正間隔については、管轄の土木サービスセンターへご確認ください。



③既存の街路樹と適切な植栽間隔がとれない場合は、同じ路線内の高木の欠損または枯損した植樹帯に移植してください。移植先には、町名地番号を記入してください。



④同じ路線内に高木の欠損又は枯損した植樹帯がない場合は、区で指定した同じ樹種の別の路線の、高木の欠損又は枯損した植樹帯に移植してください。移植先には、町名番地号を記入してください。



⑤移植予定の高木が著しく形姿不良な場合、または著しく移植が困難な樹種と判断される場合は、樹木を撤去し、その代替として原則樹高4m、幹周り20cm以上の樹木を植栽することがあります。その際の移植先には、町名番地号と「伐採新植」と記名してください。

2 永久切り下げの場合(低木)

①同じ路線内の低木の欠損または枯損した植樹帯に移植してください。移植先には、町名番地号を記入してください。



②同じ路線内に低木の欠損または枯損した植樹帯がない場合は、区で指定した同じ樹種の路線の、低木の欠損または枯損した植樹帯に移植してください。移植先には、町名番地を記入してください。



③移植予定の低木が著しく形姿不良な場合は、移植しないで処分していただくことがあります。その際の移植先には、「処分」と記入してください。

3 一時切り下げの場合

- ・街路樹の他の場所に移植せず別の場所で一時的に頂かっただき、復旧時に元の場所に戻して下さい。移植先には、「一時預かり」と記入してください。

4 移植した樹木が1年後に枯死または形姿不良となった場合の代替樹木の植栽について

- ・管轄の土木サービスセンターの指示に従い当該樹木を撤去し、その代替樹木を植栽してください。
- ・代替樹木については、高木は原則樹高4m、幹周20m以上の同等品に可能な限り近いものを、低木は市場で入手可能な範囲のもので同等品に近いものを選定してください。